# 参考資料

障害者差別解消法における地方公共団体の取組に関する事項

# 参照法令

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成25年法律第65号)

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例 (平成23年熊本県条例第32号)

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例施 行規則

(平成23年熊本県規則第35号)

## 障害者差別解消法における地方公共団体の取組に関する事項

## 1 地方公共団体等職員対応要領の作成(第10条)

職員が遵守すべき服務規律の一環として「地方公共団体等職員対応要領」を定める



平成27年度末までに各部局において「職員対応要領」等を策定

## 2 相談及び紛争の防止等のための体制の整備(第14条)

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の相談、紛争の防止、解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図る



条例による現行の相談制度と調整委員会を活用し体制整備

## 3 障害者差別解消支援地域協議会(第17条~第20条)

国及び地方公共団体の関係機関は、当該地方公共団体の区域における相談対応や差別解消の取組を効果的かつ円滑に行うため、「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することができる



既存の「熊本県障害者虐待防止連絡会議」の設置目的に『障害者差別の解消に関すること』を追加するとともに、会議の名称を「熊本県障害者差別解消・虐待防止連絡会議」に変更し、法に基づく地域協議会として位置付け

## <u>4 その他</u>

## (1)責務(第3条)

障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施しなければならない

## (2)環境の整備(第5条)

合理的配慮を的確に行うため、バリアフリー化、コミュニケーション支援のための人的支援、職員への研修など、必要な環境の整備に努める

(3)行政機関等における障害を理由とする差別の禁止(第7条)

不当な差別的取扱いの禁止(法的義務) 合理的配慮の提供(法的義務)

## (4) 啓発活動(第15条)

障害を理由とする差別の解消について関心と理解を深めるため啓発活動を行う

_
キなもの)
#
なな
#
$\overline{}$
と差別解消法の関係
#0
北
沿流
<b>=</b>
ᄪ
7 W
<u>(</u>
<b>参老:条</b> 侧
 זוא
米
1///

	条例(H24.4.1施行)	差別解消法(H28.4.1施行)
不利益取扱いの禁止(差別的取扱いの禁止)	第8条 不利益取扱いの禁止	第7条 行政機関等における障害を理由とする差別の禁止第8条 事業者における障害を理由とする差別の禁止
合理的配慮	第9条 社会的障壁の除去のための合理的な配慮	第7条 行政機関等における障害を理由とする差別の禁止 第8条 事業者における障害を理由とする差別の禁止
虐待の禁止	第10条 虐待の禁止	(障害者虐待防止法)
職員対応要領の作成	-	第10条 地方公共団体等職員対応要領
h 特定相談(相談への対応)	第11条 特定相談 第12条 地域相談員 第13条 広域専門相談員 第14条 指導及び助言 第15条 連携及び協力	第14条 相談及び紛争の防止等のための体制の整備
助言又はあっせん	第16条 助言又はあっせんの求め 第17条 助言又はあっせん 第18条 勧告 第19条 事実の公表 第20条 意見陳述の機会の付与	第14条 相談及び紛争の防止等のための体制の整備
啓発活動等	第21条 県民の理解の促進	第15条 啓発活動
障害者差別解消支援地域協議会	-	第17条 障害者差別解消支援地域協議会 第18条 協議会の事務等 第19条 秘密保持義務 第20条 協議会の定める事項
三十二十十二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年6月27日法律第65号)

目次

第一章 総則(第一条 第五条)

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(第六条)

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置 (第七条 第 十三条)

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置 (第十四条 第二十条)

第五章 雑則(第二十一条 第二十四条)

第六章 罰則(第二十五条・第二十六条)

附則

## 第一章総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

#### (定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
  - 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会に おける事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
  - 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和二十七年 法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、 第十条及び附則第四条第一項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。
  - 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
    - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機 関
    - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第 二項に規定する機関(これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、 当該政令で定める機関を除く。)
    - ハ 国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十号) 第三条第二項に規定する機関 (ホの政令で 定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)
    - 二 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの
    - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定める

もの

- へ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
  - イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。口において同じ。)
  - 口 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人 (同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

#### 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

- 第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
  - 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
  - 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
  - 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者 の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければ ならない。
- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

#### 第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

- 第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当 な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

## (事業者における障害を理由とする差別の禁止)

- 第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

### (国等職員対応要領)

- 第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、 当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び 附則第三条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。
- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

#### (地方公共団体等職員対応要領)

- 第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとすると きは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努め なければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅 滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

#### (事業者のための対応指針)

- 第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応する ために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。
- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

#### (報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

#### (事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別 を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)の定めるところによる。

## 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別 に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図る ことができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

#### (啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

## (情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

#### (障害者差別解消支援地域協議会)

- 第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
  - 一 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
  - 二 学識経験者
  - 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

### (協議会の事務等)

- 第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。
- 2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公 表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議 会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は 国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方 公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

- 第二十五条第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に 処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定 は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることが

できる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

- 第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。
- 2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

- 第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定 の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。
- 2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十 条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

- 第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、 これを公表することができる。
- 2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第六条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

#### 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例

目次

第1章 総則(第1条-第7条)

第2章 障害者の権利擁護

第1節 障害を理由とする差別の禁止(第8条・第9条)

第2節 虐待の禁止(第10条)

第3節 障害を理由とする差別等に関する相談(第11条-第15条)

第4節 不利益取扱いに該当する事案の解決のための仕組み(第16条-第20条)

第3章 県民の理解の促進(第21条)

第4章 熊本県障害者の相談に関する調整委員会(第22条)

第5章 雑則(第23条·第24条)

附則

私たちが住む熊本県では、先人のたゆまぬ努力により、共に支え合い、助け合う地域社会が築かれてきた。しかしながら、その地域社会には、障害者が障害を理由として差別を受けたり、障害への配慮がないため暮らしにくさを感じたりするなど、依然として、障害者にとって地域での安心した生活が妨げられている状況がある。

これまで、障害者への理解を深める様々な取組が行われてきたにもかかわらず、このような状況が続く背景には、障害者の社会参加を制約している物理的な障壁あるいは障害者に対する偏見や誤解といった意識上の障壁など、様々な社会的障壁がある。今、私たちには、障害者を取り巻くこれらの障壁を取り除く取組が求められている。

国内外において、障害者の権利を擁護する意識が高まりつつある中で、熊本県においても、障害を理由とした差別をなくし、社会的障壁を取り除く取組を促進し、障害のある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会を実現しなければならない。

ここに、この使命を強く自覚し、県民一人一人が力を合わせて、こうした社会を着実に築き、次の世代に引き継いでいくことを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害者に対する県民の理解を深め、障害者の権利を擁護するための施策(以下この章及び第22条第1項において「障害者の権利擁護等のための施策」という。)に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、障害者の権利擁護等のための施策の基本となる事項を定めることにより、障害者の権利擁護等のための施策を総合的に推進し、もって全ての県民が障害の有無にかかわらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、難病による障害その他の心身の機能の障害(以下「障害」という。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 この条例において「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

## (基本理念)

第3条 障害者の権利擁護等のための施策は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、自らの意思によって社会経済活動に参加し、自立した地域生活を営む権利を有すること及び何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを踏まえ、全ての県民が各々の役割を果たすとともに、相互に協力することを旨として行われなければならない。

## (県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、障害者の権利擁護等のための施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

## (市町村との連携)

- 第5条 県は、市町村と連携し、かつ、協力して、障害者の権利擁護等のための施策を 策定し、及び実施するよう努めるものとする。
- 2 県は、市町村が障害者の権利擁護等のための施策を策定し、又は実施しようとする ときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものと する。

#### (県民の役割)

第6条 県民は、第3条に規定する基本理念にのっとり、障害者に対する理解を深める とともに、県又は市町村が実施する障害者の権利擁護等のための施策に協力するよう 努めるものとする。

#### (財政上の措置)

第7条 県は、障害者の権利擁護等のための施策を推進するため、必要な財政上の措置 を講ずるよう努めるものとする。

#### 第2章 障害者の権利擁護

第1節 障害を理由とする差別の禁止

#### (不利益取扱いの禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為(以下「不利益取扱い」という。)をしてはならない。

- (1) 障害者に社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、障害者に対して、障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- (2) 障害者に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17年法律第 123 号)第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、障害者に対して、同条第 16 項に規定する相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、障害者の意に反して同条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める施設若しくは同条第 11 項に規定する障害者支援施設への入所を強制し、又は同条第 15 項に規定する共同生活援助を行う住居への入居を強制すること。
- (3) 障害者に医療を提供する場合において、障害者に対して行う次に掲げる行為 ア 障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要があると認められる場合 その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、医療の提供を拒み、 若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
  - イ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、障害者が希望しない 長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離すること。
- (4) 障害者に商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、障害者に対して、 その障害の特性により他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれると認 められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、商品の 販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、 その他不利益な取扱いをすること。
- (5) 労働者の募集又は採用を行う場合において、障害者に対して、その障害の特性に 配慮した必要な措置を講じてもなお従事させようとする業務を障害者が適切に遂行 することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障 害を理由として、募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件 を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- (6) 障害者を雇用する場合において、障害者に対して、その障害の特性に配慮した必要な措置を講じてもなお業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件、配置(業務の配分及び権限の付与を含む。)、昇進、降格、教育訓練若しくは福利厚生について不利益な取扱いをし、又は解雇すること。
- (7) 障害者に教育を行う場合において、障害者に対して行う次に掲げる行為 ア 障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を講じないこと。
  - イ 障害者又はその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する 保護者をいう。第16条第2項において同じ。)への意見聴取及び必要な説明を行 わないで、就学させるべき学校(同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育 学校又は特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)をいう。)を指定すること。

- (8) 障害者が不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共 交通機関を利用する場合において、障害者に対して、建物その他の施設の構造上又 は公共交通機関の車両、自動車、船舶及び航空機の構造上やむを得ないと認められ る場合、障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他 の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、建物その他の施設若しくは 公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不 利益な取扱いをすること。
- (9) 不動産取引を行う場合において、障害者又は障害者と同居する者に対して、建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、不動産の売却若しくは賃貸、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- (10) 障害者から情報の提供を求められた場合において、障害者に対して、当該情報 を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合 その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、情報の提供を拒み、 若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- (11) 障害者が意思を表示する場合において、障害者に対して、障害者が選択した意思表示の方法によっては障害者の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、意思の表示を受けることを拒み、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

## (社会的障壁の除去のための合理的な配慮)

第9条 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮(第11条第1項において「合理的配慮」という。)がされなければならない。

#### 第2節 虐待の禁止

- 第10条 何人も、障害者に対し、次に掲げる行為(次条第1項において「虐待」という。) をしてはならない。
  - (1) 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
  - (2) 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
  - (3) 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
  - (4) 障害者を養護する責任がある場合において、障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他養護を著しく怠ること。
  - (5) 障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益

を得ること。

## 第3節 障害を理由とする差別等に関する相談

#### (特定相談)

- 第11条 何人も、県に対し、不利益取扱い、合理的配慮又は虐待に関する相談(次項及び第14条第1項において「特定相談」という。)をすることができる。
- 2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 特定相談に応じ、関係者に必要な助言、情報提供等を行うこと。
  - (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
  - (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

## (地域相談員)

- 第12条 県は、次に掲げる者に、前条第2項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。
  - (1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 12 条の 3 第 3 項に規定する身体障害者相談員
  - (2) 知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 15 条の 2 第 3 項に規定する知的障害者相談員
  - (3) 障害者に関する相談又は人権擁護について知識又は経験を有する者のうち知事が適当と認める者
- 2 知事は、前項第3号の者に委託をしようとするときは、あらかじめ、熊本県障害者の相談に関する調整委員会(第22条に規定する熊本県障害者の相談に関する調整委員会をいう。以下この節及び次節において同じ。)の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項の規定による委託を受けた者(以下「地域相談員」という。)は、中立かつ公正 な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。
- 4 地域相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その 業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

### (広域専門相談員)

- 第13条 知事は、第11条第2項各号に掲げる業務を行わせるため、障害者の福祉の増進に関し優れた識見を有する者のうちから、広域専門相談員を委嘱することができる。
- 2 知事は、前項の規定により委嘱をしようとするときは、あらかじめ、熊本県障害者 の相談に関する調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 広域専門相談員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。
- 4 広域専門相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 その業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

#### (指導及び助言)

第 14 条 地域相談員は、特定相談について、必要に応じ、広域専門相談員に対し、指

導及び助言を求めることができる。

2 広域専門相談員は、前項の規定による求めがあったときは、適切な指導及び助言を 行うものとする。

## (連携及び協力)

第 15 条 専門的知識をもって障害者に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者は、 知事、地域相談員及び広域専門相談員と連携し、この条例による施策の実施に協力す るよう努めるものとする。

第4節 不利益取扱いに該当する事案の解決のための仕組み (助言又はあっせんの求め)

- 第 16 条 不利益取扱いを受けたと認める障害者は、知事に対し、当該不利益取扱いに 該当する事案(以下この条及び次条において「対象事案」という。)の解決のための助 言又はあっせんを行うよう求めることができる。
- 2 対象事案に係る障害者の保護者、後見人その他の関係者は、前項に規定する求めを することができる。ただし、当該求めをすることが障害者の意に反することが明らか であると認められるときは、この限りでない。

#### (助言又はあっせん)

- 第17条 知事は、前条第1項又は第2項の規定による求めがあったときは、熊本県障害者の相談に関する調整委員会に対して助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。
- 2 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、前項の規定による求めがあったときは、 助言若しくはあっせんの必要がないと認めるとき、又は対象事案の性質上助言若しく はあっせんをすることが適当でないと認めるときを除き、助言又はあっせんを行うも のとする。
- 3 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、助言又はあっせんのために必要がある と認めるときは、対象事案の関係者に対し、助言又はあっせんを行うために必要な限 度において、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。
- 4 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、対象事案の解決に必要なあっせん案を 作成し、これを関係当事者に提示することができる。

#### (勧告)

- 第 18 条 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、あっせん案を提示した場合において、不利益取扱いをしたと認められる者が正当な理由がなく当該あっせん案を受諾しないときは、不利益取扱いをしたと認められる者が必要な措置をとるよう勧告することを知事に対して求めることができる。
- 2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認められると きは、不利益取扱いをしたと認められる者に対して、必要な措置をとるよう勧告する ことができる。

3 知事は、前条第3項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求められた者が 正当な理由がなくこれを拒んだとき、又は虚偽の資料の提出若しくは説明を行ったと きは、その者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

## (事実の公表)

第19条 知事は、前条第2項又は第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由が なく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表すること ができる。

## (意見陳述の機会の付与)

第 20 条 知事は、前条の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

## 第3章 県民の理解の促進

第 21 条 県は、障害者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進、障害者と 障害者でない者との交流の機会の提供、当該交流のための拠点の整備その他必要な措 置を講ずるものとする。

## 第4章 熊本県障害者の相談に関する調整委員会

- 第22条 障害者の権利擁護等のための施策に関する重要事項について調査審議するため、熊本県障害者の相談に関する調整委員会(以下「調整委員会」という。)を置く。
- 2 調整委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 3 調整委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 4 委員は、障害者及び福祉、医療、雇用、教育その他障害者の権利の擁護について優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、この条例に基づき職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退 いた後も、同様とする。
- 8 この条例に規定するもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、 規則で定める。

## 第5章 雜則

(規則への委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で 定める。

#### (罰則)

第24条 第13条第4項又は第22条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1

年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 章及び次項の規定は、 公布の日から施行する。

(この条例の施行のために必要な準備)

2 第 12 条第 1 項の規定による地域相談員への業務の委託の手続その他の行為及び第 13 条第 1 項の規定による広域専門相談員の委嘱の手続その他の行為は、この条例の 施行の日前においても行うことができる。

(検討)

3 知事は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成24年3月6日条例第15号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 28 日条例第 18 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 9 条の 2 第 2 号の改正規定(「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改める部分に限る。)及び第 5 条中障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例第 8 条第 2 号の改正規定(「同条第 17 項」を「同条第 16 項」に、「同条第 12 項」を「同条第 11 項」に、「同条第 10 項に規定する共同生活介護若しくは同条第 16 項」を「同条第 15 項」に改める部分に限る。)は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 24 日条例第 64 号)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行後3年を目途として、この条例による改正後の障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例(以下「新条例」という。)の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、新条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成 29 年 3 月 24 日条例第 19 号) この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例(平成23年熊本県条例第32号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(助言又はあっせんの求め)

- 第2条 条例第16条第1項の規定による助言又はあっせんの求めは、次の事項を記載した 書類を知事に提出して行うものとする。
  - (1) 助言又はあっせんを求める者の氏名及び住所
  - (2) 不利益取扱いを受けたと認める障害者の氏名及び住所
  - (3) 当該障害者が当該不利益取扱いをしたと認める者の氏名(法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名)及び住所(法人その他の団体にあっては主たる事務所又は事業所の所在地)
  - (4) 対象事案(条例第 16 条第 1 項に規定する対象事案をいう。次条第 1 項及び第 4 条において同じ。)の概要
  - (5) 求める助言又はあっせんの内容
  - (6) その他参考となる事項

(助言又はあっせんの打切り)

- 第3条 条例第22条第1項に規定する熊本県障害者の相談に関する調整委員会(以下「調整委員会」という。)は、助言又はあっせんを開始した後、対象事案の性質上助言又はあっせんをすることが適当でないと認めるときは、助言又はあっせんを打ち切ることができる。
- 2 調整委員会は、前項の規定により助言又はあっせんを打ち切ったときは、関係当事者に対しその旨を通知するものとする。

(助言又はあっせんの報告)

第4条 調整委員会は、助言若しくはあっせんを開始する前に助言若しくはあっせんの必要がない、若しくは対象事案の性質上助言若しくはあっせんをすることが適当でないと認めたとき、若しくは助言若しくはあっせんを打ち切ったとき、又は助言若しくはあっせんにより対象事案を解決したときは、速やかに、その経過及び結果を知事に報告しなければならない。

(公表)

- 第5条 条例第19条の規定による公表は、次に掲げる事項について、熊本県公報に登載するとともに、必要に応じ知事が適当と認める方法により行うものとする。
  - (1) 氏名(法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名)及び住所(法人その他の団体にあっては主たる事務所又は事業所の所在地)
  - (2) 勧告の要旨
  - (3) 勧告に従わない事実

## (意見陳述の機会の付与手続)

- 第6条 条例第20条の規定による通知は、意見の聴取を行うべき期日までに相当な期間を おいて、意見陳述機会付与通知書(別記第1号様式)により行うものとする。
- 2 条例第20条の規定による通知を受けた者(以下この条において「当事者」という。)は、 病気その他やむを得ない理由があるときは、知事に対し意見陳述期日等変更申出書(別記 第2号様式)により意見の陳述の期日又は場所の変更を申し出ることができる。
- 3 知事は、前項の規定による申出により又は職権で意見の陳述の期日又は場所を変更することができる。
- 4 知事は、前項の規定により意見の陳述の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を意見陳述期日等変更通知書(別記第3号様式)により当事者に通知しなければならない。
- 5 条例第20条の代理人は、各自、当事者のために、意見の陳述に関する一切の行為をすることができる。
- 6 前項の代理人の資格は、代理人選任届出書(別記第4号様式)を知事に提出して証明しなければならない。
- 7 代理人を選任した当事者は、当該代理人がその資格を失ったときは、その旨を代理人資格喪失届出書(別記第5号様式)により知事に届け出なければならない。

### (会長等)

- 第7条 調整委員会に、会長及び副会長それぞれ1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、調整委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

- 第8条 調整委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 調整委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 調整委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 調整委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(雑則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、調整委員会の運営に関し必要な事項は、会長が調整委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条から第 10 条までの規定は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第6条関係)

別記第2号様式(第6条関係)

別記第3号様式(第6条関係)

別記第4号様式(第6条関係)

別記第5号様式(第6条関係)